

生食輸発0629第3号
平成28年6月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(スペイン産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシン、米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のピリミホスメチル及び鶏肉のエトキシキン、ベルギー産チョコリのメタラキシル及びメフェノキサム並びにモロッコ産セイヨウニンジンボクの果実のアフラトキシン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正:平成28年6月17日付け生食輸発0617第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、食品衛生法違反の事例があったことから、米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)及びその加工品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、ピリミホスメチルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。また、スペイン産ピスタチオナッツ加工品についてアフラトキシンに係る検査命令を解除したことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)に下記を追加します。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から米国産鶏肉のエトキシキンの項及びベルギー産チョコリのメタラキシル及びメフェノキサムの項を削除し、検査強化開始日より一年間が経過したことから、同通知の別表第2からモロッコ産セイヨウニンジンボクの果実のアフラトキシンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成28年6月29日	スペイン	ピスタチオナッツ加工品（ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。）	アフラトキシン	
平成28年6月29日	米国	とうもろこし（爆裂種に限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（ピリミホスメチル）	AIRE PLAN INTERNATIONAL INC GOLD MEDAL PRODUCTS CO.